

3 県民経済計算の推計方法の概要

1. 統合勘定・制度部門別所得支出勘定

※()は各資料の作成者。
以後同一資料の場合、記載省略。

項目	推計方法の概要	基礎資料
1 県内総生産（生産側と支出側）	生産系列で推計した付加価値と支出系列で推計した需要項目の対応関係を整理し計上する。	
2 県民可処分所得と使用勘定	制度部門別所得支出勘定の受取側と支払側をそれぞれ合計し計上する。	
3 資本勘定	支出系列、制度部門別所得支出勘定の推計値を計上する。	財政状況調査表(県・財政課)
域外からの資本移転等(純)	資本移転(受取) - 資本移転(支払)	市町村財政概況(県・市町村課) 照会資料 広島国税局統計書(広島国税局)
4 域外勘定（経常取引）	支出系列、制度部門別所得支出勘定の推計値を計上する。	国勢調査(総務省)
(1) 雇用者報酬(支払)	雇用者報酬(受取) - (県内ベース雇用者報酬 - 県民ベース雇用者報酬)	
(2) 雇用者報酬(受取)	県内ベース雇用者報酬 × (県外からの県内雇用者数 / 県内ベースの雇用者数)	
(3) 経常収支(域外)	支払側の残差項目とする。	
5 制度部門別所得支出勘定		
(1) 雇用者報酬	家計の受取に計上する。	
ア 賃金・俸給		
(7) 現金・現物給与		経済センサス(総務省)
a 農業	販売農家1戸当たり雇用労賃 × 販売農家戸数	農業経営統計調査(農林水産省)
i 農家	農業法人事業体雇用者1人当たり賃金 × 雇用者数 × (県民ベース雇用者数 / 県内ベース雇用者数) + 農業法人事業体有給役員1人当たり給与 × 有給役員数	農林業センサス(農林水産省)
ii その他	※以下、「県民ベース雇用者数 / 県内ベース雇用者数」を 「民内比率」と表記する。	法人企業統計調査 (財務総合政策研究所)
b 林業		農林業センサス
i 林家	県内純生産 × 林野面積個人分割合 × 雇用労賃率 × 民内比率	経済センサス
ii その他	林業1人当たり雇用者報酬 × 雇用者数 × 民内比率 + 林業1人当たり役員報酬 × 役員数	法人企業統計調査 林業経営統計調査(農林水産省)
c 水産業	県内純生産 × 雇用労賃率 × 民内比率	漁業経営統計調査(農林水産省)
d 有給家族従業者	雇用者1人当たり平均給与 × 有給家族従業者数	国勢調査
(農林水産業のみ)	※なお、農林水産業以外の有給家族従業者は「f」に含まれる。	財政状況調査表
e 教職員・公務	各決算書、照会資料による。	市町村財政概況 照会資料
f その他の経済活動	① 常用雇用者分 1人当たり現金・現物給与 × 常用雇用者数 1人当たり現金給与は毎月勤労統計調査結果より求める。 常用雇用者数は常用雇用者数(役員を除く) × (1 + 二重雇用比率)	国勢調査 工業統計調査(経済産業省) 経済構造実態調査(経済産業省) 内閣府資料 毎月勤労統計調査(県・統計調査課)
② 臨時・日雇雇用者分	臨時・日雇雇用者数(1 + 二重雇用比率) × 常用雇用者1人当たり現金給与 × 臨時・日雇對常用雇用者賃金比率	賃金構造基本統計調査(厚生労働省) 経済センサス
(i) 役員報酬	1人当たり役員給与手当 × 役員数 1人当たり役員給与手当は1人当たり常用雇用者現金・現物給与に役員格差を乗じて算出する。	内閣府資料 毎月勤労統計調査 国勢調査

項 目	推 計 方 法 の 概 要	基 础 資 料
(9) 議員歳費等	各決算書による。	財政状況調査表
(10) 給与住宅差額家賃	(1か月1m ² 当たり市中平均家賃－1か月1m ² 当たり給与住宅家賃) ×給与住宅床面積×12か月	建築着工統計調査(国土交通省) 住宅・土地統計調査(総務省) 消費者物価指数(総務省) 支出系列推計値
イ 雇主の現実社会負担		
(7) 社会保障基金に係る現実社会負担	照会資料および各種統計等による。	経済センサス 内閣府資料
(8) その他の社会保障制度に係る雇主の現実社会負担	照会資料 又は 国の計数×基金の加入者数等の対全国比	照会資料 内閣府資料 等
ウ 雇主の帰属社会負担		
(7) 雇主の帰属年金負担	国の計数×分割比率－確定給付型年金雇主現実社会負担額	厚生年金保険・国民年金事業年報 (厚生労働省)
(8) 雇主の帰属非年金負担	各決算書、照会資料による。	財政状況調査表
①退職一時金(政府等)	各決算書、照会資料による。	市町村財政概況
②公務災害補償費	現金給与×国の「その他の雇主の帰属非年金負担」の比率	照会資料 内閣府資料
③その他		
(2) 営業余剰・混合所得	生産系列で推計した営業余剰・混合所得の合計を各制度部門に分割し、それぞれの受取に計上する。	
	<pre> graph TD A[民間法人企業] --> B[非金融法人企業] A --> C[金融機関] D[公的企業] --> E[非金融法人企業] D --> F[金融機関] G[個人企業] --> H[農林水産業] G --> I[その他の産業] G --> J[持ち家] </pre>	
ア 民間法人企業		
(7) 非金融法人企業	営業余剰・混合所得の合計－民間金融機関営業余剰－公的非金融法人企業営業余剰－公的金融機関営業余剰－個人企業農林水産業混合所得－個人企業その他の産業混合所得－個人企業持ち家営業余剰	
(8) 金融機関	生産系列の金融・保険業の営業余剰－公的金融機関の営業余剰	
イ 公的企業		
(7) 非金融法人企業	① 国 国の計数×職員数等の対全国比 ② 県、市町村 各決算書による。	県・病院事業会計決算報告書 公営企業会計決算書(県・企業局) 市町村財政概況 内閣府資料 等
(8) 金融機関	国の計数×貸出残高、年度末保険契約金額等の対全国比	
ウ 個人企業		
(7) 農林水産業	農林水産業県内純生産－県内ベース同業雇用者報酬－同業民間法人企業営業余剰	国勢調査 国税庁統計年報
(8) その他の産業	(1 企業当たり本業混合所得×個人企業数) + 内職混合所得 + 兼業混合所得	内閣府資料 国民経済計算年次推計 等

項 目	推 計 方 法 の 概 要	基 础 資 料
(6) 持ち家	支出系列の持ち家の帰属家賃×国の家計（持ち家）の営業余剰／国の持ち家帰属家賃産出額	支出系列推計値 内閣府資料
(3) 生産・輸入品に課される税		生産系列推計値
（控除）補助金（地方政府）		国民経済計算年次推計
ア 生産・輸入品に課される税	一般政府（地方政府等）の受取に計上する。（生産系列の推計方法参照。）	
イ （控除）補助金	一般政府（地方政府等）の受取に計上する。（生産系列の推計方法参照。）	
(4) 財産所得		
ア 利子		
（7）非金融法人企業	民間、公的に分け、次のように推計する。	内閣府資料
① 受取利子	国の計数×非金融法人企業の営業余剰の対全国比+FISIM貸し手側消費額	
② 支払利子	国の計数×非金融法人企業の営業余剰の対全国比-FISIM借り手側消費額	
(4) 金融機関		
① 受取利子	下記にFISIM貸し手側消費額を加え、FISIM借り手側産出額を控除する。 ア 民間金融機関 国の計数×貸出金の対全国比 イ 民間生命保険 国の計数×民間生命保険保有契約金額等の対全国比 ウ 民間非生命保険 国の民間非生命保険受取利子×〔（火災保険、自動車保険、自賠責保険にかかる保険料收入－支払保険金）の対全国比〕 エ 公的金融機関 国の公的金融機関別受取利子×貸出金等の対全国比 オ 公的生命保険 国の計数×公的生命保険保有契約金額の対全国比 カ 公的非生命保険 決算書による。 金融機関、生命保険、非生命保険別に全国値を受取利子と同じ基準で按分し算出する。FISIM借り手側消費額を控除し、FISIM貸し手側産出額を加える。	業務統計年報（日本政策金融公庫） 生命保険事業概況（生命保険協会） 総合農協統計表 地方財政白書（総務省） 内閣府資料 日本銀行時系列統計データ検索サイト ゆうちょ銀行ディスクロージャー ¹ FACT BOOK（全労済） JA・JFディスクロージャー
② 支払利子		
(6) 一般政府（地方政府等）	受取利子にFISIM貸し手側消費額を加え、支払利子からはFISIM借り手側消費額を控除する。 ア 県、市町村 各決算書による。 イ 社会保障基金 国の受取利子×共済組合の組合員数等の対全国比	財政状況調査表 市町村財政概況 照会資料 地方公務員共済組合等事業年報 内閣府資料
① 受取利子		
② 支払利子	ア 県、市町村 各決算書による。 イ 社会保障基金 国の支払利子×共済組合の組合員数等の対全国比	

項 目	推 計 方 法 の 概 要	基 础 資 料
(I) 家計(個人企業を含む)	受取利子にFISIM貸し手側消費額を加え、支払利子からはFISIM借り手側消費額を控除する。	
① 受取利息	<p>ア 一般預貯金利子</p> <p>(フ) 信託勘定以外</p> <p>　　国の金融機関別支払利子×個人分預貯金残高の対全国比</p> <p>(イ) 信託勘定(全国銀行)</p> <p>　　国の信託利子×個人分預貯金残高の対全国比×個人分割合</p> <p>イ 社内預金利子</p> <p>　　国の計数×個人分預貯金残高の対全国比</p> <p>ウ 有価証券利子</p> <p>　　国の計数×個人分預貯金残高の対全国比</p>	国民経済計算年次推計 内閣府資料 日本銀行時系列統計データ検索サイト
② 支払利息	<p>ア 消費者負債利子</p> <p>(フ) 全国銀行(銀行勘定)</p> <p>　　国の計数×住宅資金を除く負債現在高の対全国比</p> <p>(イ) 生命保険会社</p> <p>　　国の計数×個人保険・団体保険の保有契約高の対全国比</p> <p>(カ) その他</p> <p>　　国の計数×住宅資金を除く負債現在高の対全国比</p> <p>イ 持ち家の支払利子(住宅支払利子)</p> <p>　　国の計数×住宅資金負債額等の対全国比</p> <p>ウ 農林水産業の支払利子</p> <p>　　国の計数×農業協同組合、漁業協同組合の貸付金残高の対全国比</p> <p>エ 非農林水産業の支払利子</p> <p>　　国の計数×非農林水産業個人企業数の対全国比</p>	国勢調査 生命保険事業概況 全国消費実態調査(総務省) 全国家計構造調査(総務省) 内閣府資料 農林金融月報
(オ) 対家計民間非営利団体	受取利子にFISIM貸し手側消費額を加え、支払利子からはFISIM借り手側消費額を控除する。	経済センサス 内閣府資料
① 受取利子	国の計数×対家計民間非営利団体従業者数の対全国比	
② 支払利子	国の計数×対家計民間非営利団体従業者数の対全国比	
イ 法人企業の分配所得		
(フ) 非金融法人企業	民間、公的に分け、次のように推計する。	内閣府資料
① 受取配当	国の計数×非金融法人企業営業余剰の対全国比	
② 支払配当	国の計数×非金融法人企業営業余剰の対全国比	
(イ) 金融機関	民間、公的に分け、次のように推計する。	内閣府資料
① 受取配当	国の計数×金融機関営業余剰の対全国比	
② 支払配当	国の計数×金融機関営業余剰の対全国比	
(ウ) 一般政府(地方政府等)	各決算書、照会資料による。	財政状況調査表 市町村財政概況 照会資料
① 受取配当		内閣府資料
(エ) 家計(個人企業を含む)	国(計数)×配当所得の対全国比	国税庁統計年報
① 受取配当		
(オ) 対家計民間非営利団体		
① 受取配当	国(計数)×対家計民間非営利団体従業者数の対全国比	内閣府資料

項 目	推 計 方 法 の 概 要	基 础 資 料
ウ 保険契約者に帰属する財産所得 (7) 非金融法人企業 ① 受取所得	国の計数×{(火災保険、自動車保険、自賠責保険にかかる保険料収入－支払保険金)の対全国比}×非金融法人企業分割合	内閣府資料
(イ) 金融機関 ① 受取所得 ② 支払所得	国の計数×{(火災保険、自動車保険、自賠責保険にかかる保険料収入－支払保険金)の対全国比}×金融機関分割合 ア 生命保険の帰属収益 国の計数×生命保険保有契約金額等の対全国比 イ 非生命保険の帰属収益 国の計数×{(火災保険、自動車保険、自賠責保険にかかる保険料収入－支払保険金)の対全国比} ウ 定型保証(全国保証協会)の帰属収益 (預け金利息+有価証券利息・配当金)－借入金利息 エ 住宅ローン保証を提供する機関の帰属収益 国の計数×住宅資金貸出残高の対全国比 オ 生命保険の契約者配当 国の計数×生命保険保有契約金額の対全国比 カ 非生命保険の契約者配当 国の計数×{(火災保険、自動車保険、自賠責保険にかかる保険料収入－支払保険金)の対全国比}	内閣府資料 国勢調査 生命保険事業概況 全国消費実態調査 全国家計構造調査 内閣府資料 Disclosure Report(県・保証協会) FACT BOOK JF共済ディスクロージャー
(カ) 一般政府 ① 受取所得	国の計数×{(火災保険、自動車保険、自賠責保険にかかる保険料収入－支払保険金)の対全国比}×一般政府分割合	内閣府資料
(イ) 家計(個人企業を含む) ① 受取所得	ア 生命保険の帰属収益 金融機関の支払所得のうち生命保険の帰属収益分と同額を計上 イ 非生命保険の帰属収益 国の計数×{(火災保険、自動車保険、自賠責保険にかかる保険料収入－支払保険金)の対全国比}×家計分割合 ウ 定型保証の帰属収益 (住宅保証)金融機関の支払所得のうち住宅ローン帰属収益と同額 (その他)金融機関の支払所得のうち住宅除く帰属収益×家計割合 エ 生命保険の契約者配当 金融機関の支払所得のうち生命保険の契約者配当と同額を計上 オ 非生命保険の契約者配当 国の計数×{(火災保険、自動車保険、自賠責保険にかかる保険料収入－支払保険金)の対全国比}×家計分割合	内閣府資料
(オ) 対家計民間非営利団体 ① 受取所得	国の計数×{(火災保険、自動車保険、自賠責保険にかかる保険料収入－支払保険金)の対全国比}×対家計民間非営利団体分割合	内閣府資料
エ 年金受給権に係る投資所得 (7) 金融機関 ① 支払所得	国の計数×厚生年金保険料収納済額の対全国比	厚生年金保険・国民年金事業年報 国民経済計算年次推計

項 目	推 計 方 法 の 概 要	基 础 資 料
(4) 家計 ② 受取所得	金融機関の支払所得のうち年金受給権に係る投資所得と同額を計上する。	
オ 投資信託投資者に帰属する投資所得 (7) 金融機関 ① 支払所得 ② 受取所得	国(の計数×預金残高の対全国比) 金融機関の支払所得のうち投資信託帰属収益一家計受取	国民経済計算年次推計 日本銀行時系列統計データ検索サイト
(4) 家計 ② 受取所得	金融機関の支払所得のうち投資信託帰属収益×家計分割合	国民経済計算年次推計
カ 賃貸料 (7) 非金融法人企業 支払所得・受取所得	支払所得・受取所得ともに総賃貸料から土地税を控除する。 (国(の計数×納税法人決定価格の対全国比) - (土地税×非金融法人企業分割合)	固定資産の価格等の概要調書(総務省)
(4) 金融機関 支払所得	(国(の計数×納税法人決定価格の対全国比) - (土地税×金融機関分割合))	内閣府資料
(4) 一般政府(地方政府等) 支払所得・受取所得	(各決算書、照会資料による積上) - (土地税×地方政府等分割合)	照会資料
(イ) 家計 支払所得	(持ち家のうち借地の戸数×1世帯当たりの地代×修正倍率) - (土地税×家計分割合)	島根県歳入歳出決算付属書 市町村財政概況
受取所得	(家計の支払所得のうち賃貸料×家計受取賃貸料/家計支払賃貸料) - (土地税×家計分割合)	住宅・土地統計調査 内閣府資料
(オ) 対家計民間非営利団体 支払所得・受取所得	(国(の計数×対家計民間非営利団体従業者数の対全国比) - (土地税×対家計民間非営利団体分割合))	全国消費実態調査 全国家計構造調査 経済センサス
(5) その他の経常移転(財産所得以外) ア 所得・富等に課される経常税 (7) 受取	一般政府(地方政府等)に計上する。 法人税、県・市町村民税、自動車関係税、狩猟税等(地方税)の収納済額をとる。	県税統計書 国税庁統計年報書 地方財政統計年報 内閣府資料
(イ) 支払	非金融法人企業、金融機関、家計に計上する。 ア 非金融法人企業 非金融法人企業の源泉所得税(利子所得、配当所得)、法人税、県・市町村民税の収納済額をとる。 イ 金融機関 金融機関の源泉所得税(利子所得、配当所得)、法人税、県・市町村民税の収納済額をとる。 ウ 家計 家計の源泉所得税(利子所得、配当所得、給与所得、退職所得、報酬料金等所得)、申告所得税、県・市町村民税、自動車関係税、狩猟税等の収納済額をとる。	広島国税局統計書

項 目	推 計 方 法 の 概 要	基 础 資 料
イ 社会負担		
イ-1 現実社会負担		
(7) 社会保障基金に係る現実社会負担	雇主・雇用者の社会保障基金に係る現実社会負担	
会負担		
① 受取	一般政府（地方政府等）に計上する。照会資料、国の計数按分等による。	国民経済計算年次推計
② 支払	家計に計上する。照会資料、国の計数按分等による。	照会資料
(8) その他の社会保険制度に係る現実社会負担	雇主・雇用者のその他の社会保険制度に係る現実社会負担	全国健康保険協会事業年報 等
① 受取	金融機関に計上する。国の計数按分による。	内閣府資料 等
② 支払	家計に計上する。国の計数按分による。	
イ-2 帰属社会負担		
(7) 雇主の帰属年金負担		
①受取	金融機関に計上する。	厚生年金保険・国民年金事業年報
②支払	国の計数×厚生年金保険料収納済額の対全国比－確定給付型年金雇主現実年金負担 家計に受取と同額を計上する。	内閣府資料
(8) 雇主の帰属非年金負担		
①受取	非金融法人企業・金融機関・一般政府・対家計民間非営利団体に計上する。 決算書、照会資料より。	照会資料
退職一時金・公務災害補償	現金給与額×現金給与に対する他の「雇主の帰属非年金負担」比率	内閣府資料 等
その他	※制度部門別の按分は制度部門雇用者数を用いる。	
②支払	家計に受取と同額を計上する。	
イ-3 家計の追加社会負担		
①受取	年金受給権に係る投資所得と同額を計上する。	
②支払	金融機関に計上する。	
家計に計上する。		
イ-4 年金制度の手数料(控除項目)		
①受取	金融機関に計上する。	
②支払	家計に計上する。	
ウ 現物社会移転以外の社会給付		
ウ-1 現金による社会保障給付		
(7) 現金による社会保障給付	社会保障基金（厚生年金、国民年金、共済組合等）が家計に対して支払う年金給付、失業給付、児童手当及び子ども手当等。	
①受取	家計に計上する。	
照会資料、国の計数按分による。		厚生年金保険・国民年金事業年報
②支払	一般政府（地方政府等）に県内ベースで計上する。	国民経済計算年次推計
受取額×民内比率		雇用保険事業年報
照会資料 等		
ウ-2 その他の社会保険年金給付		
(7) その他の社会保険年金給付	年金基金（確定給付年金、国民年金基金などの確定拠出年金等）が家計に対して支払う給付額及び発生主義で記録する退職一時金の支給額。	
①受取	家計に計上する。	建設業退職金共済事業公表資料
照会資料、国の計数按分による。		清酒製造業退職金共済事業公表資料
②支払	金融機関に受取と同額を計上する。	中小企業退職金共済事業公表資料 林業退職金共済事業公表資料 内閣府資料

項 目	推 計 方 法 の 概 要	基 础 資 料
ウ-3 その他の社会保険非年金給付 ①受取 ②支払	雇主の帰属非年金負担と同額を計上する。 家計に雇主の帰属非年金負担の支払額と同額を計上する。 非金融法人企業、金融機関、一般政府、対家計民間非営利団体に 雇主の帰属非年金負担の支払額と同額を計上する。	
ウ-4 社会扶助給付 ①受取 ②支払	一般政府または対家計民間非営利団体によって家計に支払われる経常移転。 一般政府分は生活保護費や恩給等、対家計民間非営利団体は無償の奨学金等を計 上する。 家計に計上する。 国の計数按分、各決算書による。 一般政府（地方政府等）、対家計民間非営利団体に計上する。 国の計数按分、各決算書による。	経済センサス 国勢調査 国民経済計算年次推計 地方財政統計年報
エ 現物社会移転 (7) 現物社会移転（市場産出の 購入） (7)-1 社会保障制度の医療・ 介護保険の保険給付分 ①受取 ②支払 (7)-2 公費負担医療給付 ①受取 ②支払 (7)-3 教科書購入費、戦傷 病者無賃乗車船の負担金 ①受取 ②支払 (4) 現物社会移転（非市場産出） (4)-1 一般政府（地方政府等） ①受取 ②支払 (4)-2 対家計民間非営利団体 ①受取 ②支払 オ その他の経常移転 (7) 非生命保険金・純保険料 (7)-1 非生命保険金 ①受取 ②支払 (7)-1 非生命保険純保険料 ①受取 ②支払	一般政府または対家計民間非営利団体の家計に対する現物の形でのサービスの支 給をさす。 一般政府が家計に市場生産者から購入する財貨・サービスをさし、社会保障制度 の保険給付分や、公費負担医療給付や義務教育の教科書購入が含まれる。 家計に計上する。国の計数按分、統計資料等による。 一般政府（地方政府等）に計上する。国の計数按分、統計資料等による。 生産系列の推計値（医療業・公費負担分） 家計に計上する。 一般政府（地方政府等）に計上する。 家計に計上する。教科書は照会、乗車船負担金は国値按分による。 一般政府（地方政府等）に計上する計数はない。 支出系列政府最終消費支出で推計した個別消費支出 家計に計上する。 一般政府（地方政府等）に計上する。 支出系列対家計民間非営利団体で推計した最終消費支出 家計に計上する。 対家計民間非営利団体に計上する。 保険金支払額を国の制度部門別割合により分割する。 金融機関に受取額と同額を計上する。 (7)-1 非生命保険金の支払額を金融機関に計上する。 受取額と同額を国の制度部門別割合により分割する。	介護保険事業状況報告 (厚生労働省) 国民経済計算年次推計 国民健康保険事業年報 等 生産系列推計値 照会資料 福祉行政報告例（厚生労働省） 支出系列推計値 支出系列推計値 内閣府資料 内閣府資料

項 目	推 計 方 法 の 概 要	基 础 資 料
(4) 他に分類されない経常移転		
① 対家計民間非営利団体への経常移転	各制度部門が対家計民間非営利団体に支払う寄付金、補助金、会費等	
a 受取	対家計民間非営利団体に計上する。	家計調査(総務省)
b 支払	国 ^の 計 ^数 ×対家計民間非営利団体従業者数の対全国比 非金融法人企業、金融機関、一般政府(地方政府等)、家計に計上する。 ア 非金融法人企業 イ 金融機関 国 ^の 計 ^数 ×法人事業税収納額の対全国比 ウ 一般政府(地方政府等) 各決算書、照会資料による。 エ 家計 その他の負担金×世帯数	経済センサス 全国消費実態調査 全国家計構造調査 地方財政統計年報 内閣府資料 支出系列推計値
② 対家計民間非営利団体以外への経常移転		
a 家計間の仕送り	家計間(県内外)の移動。受取・支払ともに家計に計上する。 (遊学仕送金)×全国世帯数×学部学生数対全国比 (その他の仕送金)×県内世帯数	学校基本調査 支出系列推計値
b 一般政府(地方政府等)	(遊学仕送金+その他の仕送金)×県内世帯数	全国消費実態調査 全国家計構造調査
i 受取	ア 県、市町村・・各決算書等による。 イ 社会保障基金・・各決算書等による。	財政状況調査表 市町村財政概況 照会資料
ii 支払	ア 県、市町村・・各決算書等による。 イ 社会保障基金・・各決算書等による。	財政状況調査表 市町村財政概況 照会資料
c 罰金		
i 受取	一般政府(地方政府等)に計上する。 ア 県、市町村・・各決算書による。 イ 社会保障基金・・国 ^の 計 ^数 ×現実社会負担の対全国比	国民経済計算年次推計 財政状況調査表 市町村財政概況 内閣府資料
ii 支払	非金融法人企業、金融機関、家計に計上する。	
(6) 最終消費支出	一般政府(地方政府等)、家計、対家計民間非営利団体に計上する。 各制度部門の支出に支出系列推計値を計上する。	支出系列推計値
(7) 年金受給権の変動調整	雇主の現実年金負担+雇主の帰属年金負担+家計の現実年金負担+家計の追加社会負担-年金制度の手数料-その他の社会保険年金給付 受取は家計、支払は金融機関に計上する。	
(8) 貯蓄	各制度部門の受取額と支払額の残差として求める。	

2. 主要系列表

(1) 経済活動別県内総生産

項目	推計方法の概要	基礎資料
	「県内総生産」 = 「産出額」 - 「中間投入額」により推計する。	
(1) 農林水産業		
① 農業		
ア. 農業	<p>1. 産出額 「生産農業所得統計」の農業産出額+自社開発ソフトウェア+R&D</p> <p>2. 中間投入額 産出額×中間投入比率+FISIM消費額+政府手数料</p> <p>中間投入比率 = { (農業経営費+農業生産関連事業支出-制度積立金等) - (雇用労賃+支払小作料+減価償却費+負債利子 +企画管理費+物件税公課諸負担) } / (農業粗収益 +農業生産関連事業収入-制度受取金等)</p>	生産農業所得統計 (農林水産省)
イ. 農業サービス業	<p>1. 産出額 全国産出額×従業者数県分比率</p> <p>2. 中間投入 産出額×中間投入比率</p>	経済センサス 内閣府資料
② 林業		
	<p>1. 産出額 (1) 育林業 素材生産業のうち「木材生産」の産出額×(国産業連関表「育林」産出額 /国産業連関表「素材」産出額)</p> <p>(2) 素材生産業 「木材生産」の産出額×(民有林の林野面積/全林野面積) +薪炭生産 +栽培きのこ類生産+林野副産物採取</p>	国・産業連関表(総務省) 林業産出額(農林水産省)
	<p>2. 中間投入額 産出額×中間投入比率</p>	
③ 水産業		
ア. 海面漁業	<p>1. 産出額 「漁業産出額」の漁種別産出額</p> <p>2. 中間投入額 産出額×中間投入比率+FISIM消費額+政府手数料</p> <p>中間投入比率 = {漁労支出- (雇用労賃+負債利子+租税公課諸負担 +減価償却費) } / 漁労収入</p>	漁業経営統計調査 漁業産出額(農林水産省)
イ. 海面養殖業	<p>1. 産出額 「漁業産出額」の漁種別産出額</p> <p>2. 中間投入額 産出額×中間投入比率+FISIM消費額+政府手数料</p> <p>中間投入比率 = {漁労支出- (雇用労賃+負債利子+租税公課諸負担 +減価償却費) } / 漁労収入</p>	漁業経営統計調査 漁業産出額
ウ. 内水面漁業	<p>1. 産出額 「漁業・養殖業生産統計」の魚種別漁獲量×魚種別単価</p> <p>2. 中間投入額 産出額×中間投入比率+FISIM消費額+政府手数料</p> <p>中間投入比率 : 海面漁業「漁船非使用・無動力」の中間投入比率</p>	漁業・養殖業生産統計 (農林水産省) 照会資料
エ. 内水面養殖業	<p>1. 産出額 販売額</p> <p>2. 中間投入額 産出額×中間投入比率+FISIM消費額+政府手数料</p>	漁業・養殖業生産統計 漁業経営統計調査 漁業センサス(県統計調査課)

項目	推計方法の概要	基礎資料
才、漁家自家加工	<p>中間投入比率：海面漁業「漁船非使用・無動力」の中間投入比率</p> <p>1. 産出額 「水産加工統計調査」の品目別生産量×品目別単価</p> <p>2. 中間投入額 産出額×中間投入比率+FISIM消費額</p> <p>中間投入比率：海面漁業「5t未満+5~10t」の中間投入比率</p>	<p>水産加工統計調査（農林水産省）</p> <p>漁業センサス</p> <p>小売物価統計調査（総務省）</p>
(2) 鉱業	<p>1. 産出額 全国産出額×従業者数県分比率</p> <p>2. 中間投入額 産出額×中間投入比率</p>	<p>経済センサス</p> <p>内閣府資料</p>
(3) 製造業	<p>1. 産出額 (販売電力収入を除く製造品出荷額等-転売商品の仕入額+在庫純増額) ×年度転換比率+自社開発ソフトウェア+R&D-在庫品評価調整額</p> <p>2. 中間投入額 (原材料使用額等-製造等に関連した外注費-転売商品の仕入額-発電用 燃料費) ×年度転換比率+間接費+政府手数料+FISIM消費額</p>	<p>経済センサス</p> <p>鉱工業生産指数(県・統計調査課)</p> <p>工業統計調査</p> <p>経済構造実態調査</p> <p>製造業部門別投入・産出物価指数 (日本銀行)</p> <p>企業物価指数(日本銀行)</p> <p>生産側系列の四半期速報(生産QNA) (内閣府) 等</p>
(4) 電気・ガス・水道・廃棄物処理業	<p>① 電気業</p> <p>1. 産出額 発電分及び送配電分に分けて推計する。 全国産出額(発電分) ×自県発電金額÷全国発電金額 全国産出額(送配電分) ×自県消費電力金額÷全国消費電力金額 自県発電金額=自県発電量×発電単価 自県消費電力金額=自県消費量×単価</p> <p>2. 中間投入額 発電部門自県産出額×発電部門中間投入比率 送配電部門自県産出額×送配電部門中間投入比率 中間投入比率は決算書の該当項目を積上げることにより求める。</p>	<p>内閣府資料</p> <p>電力統計調査(資源エネルギー庁)</p> <p>有価証券報告書(各社)</p> <p>地方公営企業決算状況調査 (総務省)</p>
② ガス・熱供給業	<p>1. 産出額 (1) 民間分 営業収益+自社開発ソフトウェア+R&D (2) 松江市営ガス 営業収益+自社開発ソフトウェア+R&D</p> <p>2. 中間投入 営業費用明細表から該当項目を集計+FISIM消費額+政府手数料</p>	<p>市町村財政概況</p> <p>照会資料</p> <p>内閣府資料</p>
③ 水道業	<p>1. 産出額 営業収益+自社開発ソフトウェア+R&D</p> <p>2. 中間投入額 営業費用明細表から該当項目を集計+FISIM消費額+政府手数料</p>	<p>県・公営企業会計決算書</p> <p>市町村財政概況</p> <p>内閣府資料</p>
④ 廃棄物処理業	<p>1. 産出額 全国産出額×年度転換比率×従業者数県分比率×1人当たり現金給与の対全国比</p>	<p>経済センサス</p> <p>第3次産業活動指数(経済産業省)</p>

項 目	推 計 方 法 の 概 要	基 礎 資 料
	2. 中間投入額 産出額×中間投入比率	内閣府資料 毎月労働統計調査
⑤ (政府) 下水道	後述、「非市場生産者(政府)」を参照	
⑥ (政府) 廃棄物	後述、「非市場生産者(政府)」を参照	
(5) 建設業		
① 建築工事	1. 産出額 下記で求めた産出額に自社開発ソフトウェア、R&Dを加算 住宅・非住宅、政府・民間別に推計する。 全国建設投資推計額×出来高ベース工事高県分比率 2. 中間投入額 産出額×中間投入比率	建設総合統計(国土交通省) 建設投資見通し(国土交通省) 県・産業連関表 内閣府資料
② 土木工事	1. 産出額 下記で求めた産出額に自社開発ソフトウェア、R&Dを加算 政府・民間別に推計する。 全国建設投資推計額×出来高ベース工事高県分比率 2. 中間投入額 産出額×中間投入比率	建設総合統計 建設投資見通し 県・産業連関表 内閣府資料
③ 補修工事	1. 産出額 建築工事・土木工事の産出額×補修工事比率 補修工事比率：県産業連関表より推計する。 2. 中間投入額 産出額×中間投入比率	建設工事施工統計調査 (国土交通省) 県・産業連関表
(6) 卸売・小売業	卸売・小売別に推計する。 ベンチマーク年とそれ以外に分けて推計する ベンチマーク年：全国産出額×年間販売額等の自県分対全国比 年間販売額等 = (年間販売額一本支店間移動一製造業販売分) ×マージン率 + その他の収入 マージン率 = (商業企業年間消費販売額 - 商業企業年間商品仕入れ額) ÷ 年間商品販売額 ベンチマーク年以外：ベンチマーク年の推計結果を商業動態統計で補外 2. 中間投入額 産出額×中間投入比率	経済センサス 商業統計調査結果報告書 (経済産業省) 商業動態統計(経済産業省) 法人企業統計調査 等
(7) 運輸・郵便業		
① 鉄道業	1. 産出額 下記で求めた産出額に自社開発ソフトウェア、R&Dを加算 (1) JR旅客 鉄軌道分営業収益×乗車人員数県分比率 (2) JR貨物 鉄軌道分営業収益×鉄道分自県発送トン数 (3) JR以外の鉄道・軌道等 営業収益 2. 中間投入額 産出額×中間投入比率	運輸要覧(中国運輸局) 貨物地域流動調査(国土交通省) 決算公告(JR貨物) 鉄道輸送統計調査(国土交通省) 内閣府資料
② 道路運送業	1. 産出額 (1) 道路旅客業	県・交通対策課資料 市町村財政概況

項 目	推 計 方 法 の 概 要	基 礎 資 料
	営業収益+自社開発ソフトウェア+R&D (2) 道路貨物輸送業 全国産出額×年度転換比率×輸送トン数県分比率 2. 中間投入額 産出額×中間投入比率	第3次産業活動指數 照会資料 自動車輸送統計(国土交通省) 内閣府資料
③ 水運業	1. 産出額 (1) 外洋輸送業 全国産出額×年度転換比率×外国貿易貨物量(輸出) 県分比率 (2) 沿海・内水面輸送業 全国産出額×年度転換比率×従業者数県分比率×1人当たり現金給与の 対全国比 (3) 港湾運送業 全国産出額×年度転換比率×海上出入貨物量県分比率 2. 中間投入額 産出額×中間投入比率	経済センサス 港湾統計年報(国土交通省) 第3次産業活動指數 内閣府資料 毎月勤労統計調査
④ 航空運輸業	1. 産出額 全国産出額×年度転換比率×人キロメートル県分比率 2. 中間投入額 産出額×中間投入比率	航空輸送統計年報(国土交通省) 第3次産業活動指數 内閣府資料
⑤ その他の運輸業	1. 産出額 (1) 貨物運送取扱 全国産出額×年度転換比率×従業者数県分比率×1人当たり現金給与の対 全国比 (2) 倉庫業 全国産出額×年度転換比率×普通営業倉庫の平均月末在庫量県分比率 (3) こん包業 全国産出額×年度転換比率×従業者数県分比率×1人当たり現金給与の対 全国比 (4) 道路輸送施設提供業 ① 有料道路 道路別料金収入×分割比率+自社開発ソフトウェア+R&D 分割比率=道路延長キロの自県分割合 ② 公営駐車場 年間駐車場収入+自社開発ソフトウェア+R&D ③ 民営駐車場 全国産出額×年度転換比率×駐車場駐車可能台数県分比率 -公営駐車場産出額 (5) その他の水運附帯サービス業 全国産出額×年度転換比率×従業者数県分比率×1人当たり現金給与の対 全国比 (6) 航空施設管理(市場生産者)・その他の航空附帯サービス 全国産出額×年度転換比率×航空運輸業産出額県分比率 (7) 旅行・その他の運輸附帯サービス 全国産出額×年度転換比率×従業者数県分比率×1人当たり現金給与の対 全国比※民泊・プラットフォーマーはここに内包される 2. 中間投入額 産出額×中間投入比率	経済センサス 決算書付属開示情報(日本高速 道路保有・債務返済機構) 市町村財政概況 第3次産業活動指數 照会資料 内閣府資料 毎月勤労統計調査 自動車駐車場年報(国土交通省) 倉庫統計季報(国土交通省) 等

項 目	推 計 方 法 の 概 要	基 礎 資 料
⑥ 郵便業	1. 産出額 全国産出額×年度転換比率×従業者数県分比率 2. 中間投入額 産出額×中間投入比率	経済センサス 第3次産業活動指數 内閣府資料
⑦ (政府) 水運施設管理	後述、「非市場生産者(政府)」を参照	
⑧ (政府) 航空施設管理 (国公営)	後述、「非市場生産者(政府)」を参照	
(8) 宿泊・飲食サービス業		
① 飲食サービス業	1. 産出額 全国産出額×年度転換比率×従業者数県分比率×1人当たり現金給与の対 全国比 2. 中間投入額 産出額×中間投入比率	経済センサス 第3次産業活動指數 内閣府資料 毎月労働統計調査
② 旅館・その他の宿泊所	1. 産出額 全国産出額×年度転換比率×従業者数県分比率×1人当たり現金給与の対 全国比 2. 中間投入額 産出額×中間投入比率	経済センサス 第3次産業活動指數 内閣府資料 毎月労働統計調査
(9) 情報通信業		
① 電信・電話業		
ア. 電信・電話業	1. 産出額 (1) 固定電気通信業 全国産出額×年度転換比率×電話発信回数(加入電話)県分比率 (2) 移動電気通信業 全国産出額×年度転換比率×電話発信回数(携帯電話)県分比率 2. 中間投入額 産出額×中間投入比率	第3次産業活動指數 内閣府資料
イ. 電気通信に付帯するサービス業	1. 産出額 全国産出額×年度転換比率×従業者数県分比率×1人当たり現金給与の対 全国比 2. 中間投入額 産出額×中間投入比率	経済センサス 第3次産業活動指數 内閣府資料 毎月労働統計調査
ウ. インターネット附隨		
サービス業	1. 産出額 全国産出額×年度転換比率×従業者数県分比率×1人当たり現金給与の対 全国比 2. 中間投入額 産出額×中間投入比率	経済センサス 第3次産業活動指數 内閣府資料 毎月労働統計調査
② 放送業		
	1. 産出額 (1) 公共放送業 (受信料+選舉放送関係交付金)×放送受信契約数県分比率+自社開発ソフトウェア+R&D (2) 民間放送業 営業収益×職員数県分比率+自社開発ソフトウェア+R&D (3) 有線放送業 全国産出額×年度転換比率×従業者数県分比率×1人当たり現金給与の対	経済センサス 第3次産業活動指數 内閣府資料 N H K 年鑑(日本放送協会) 日本民間放送年鑑 (日本民間放送連盟) 毎月労働統計調査 等

項 目	推 計 方 法 の 概 要	基 础 資 料
	全国比 2. 中間投入額 $\text{産出額} \times \text{中間投入比率}$	
③ 情報サービス業	1. 産出額 $\text{全国産出額} \times \text{年度転換比率} \times \text{従業者数県分比率} \times 1\text{人当たり現金給与の対全国比}$ 全国比 2. 中間投入額 $\text{産出額} \times \text{中間投入比率}$	経済センサス 第3次産業活動指指数 内閣府資料 毎月労働統計調査
④ 映像・音声・文字情報制作業	1. 産出額 $\text{全国産出額} \times \text{年度転換比率} \times \text{従業者数県分比率} \times 1\text{人当たり現金給与の対全国比}$ 全国比 2. 中間投入額 $\text{産出額} \times \text{中間投入比率}$	経済センサス 第3次産業活動指指数 内閣府資料 毎月労働統計調査
(10) 金融・保険業	下記で求めた産出額に自社開発ソフトウェア、R&Dを加算	
① 金融業	1. 産出額 $\text{日本銀行の手数料} + \text{預金取扱金融機関の産出額} + \text{その他の金融機関の産出額}$ 日本銀行の手数料：全国受取手数料×従業者数県分比率 預金取扱金融機関の産出額：FISIM産出額+受取手数料 その他の金融機関の産出額：受取手数料 $\text{FISIM産出額} : \text{民間} \cdot \text{公的} \cdot \text{資金の借り手側} \cdot \text{貸し手側別に推計}$ (借り手側) 全国FISIM産出額×貸出金残高県分比率 (貸し手側) 全国FISIM産出額×預金残高県分比率 受取手数料：民間・公的別に推計 全国の受取手数料×貸出・預金残高県分比率 2. 中間投入額 $\text{産出額} \times \text{中間投入比率}$	各金融機関財務諸表 県・決算書 日本銀行統計(日本銀行) 等 経済センサス 内閣府資料 農林漁業金融統計 (農林中金総合研究所) 等
② 保険業		
ア. 生命保険	1. 産出額 $\text{全国産出額} \times \text{保有契約高県分比率}$ 2. 中間投入額 $\text{産出額} \times \text{中間投入比率}$	生命保険事業概況 JA共済ディスクロージャー 内閣府資料 等
イ. 年金基金	1. 産出額 $\text{全国産出額} \times \text{加入者数県分比率}$ 2. 中間投入額 $\text{産出額} \times \text{中間投入比率}$	経済センサス 厚生年金保険・国民年金事業年報 内閣府資料 等
ウ. 非生命保険	1. 産出額 (1) 損害保険会社 $\text{正味収入保険料} - \text{正味支払保険金} - \text{責任準備金純増} + \text{財産運用純益}$ 正味収入保険料、責任準備金純増、財産運用純益： $\text{国値} \times (\text{火災保険} + \text{自動車保険} + \text{自賠責保険}) \text{の保険料県分比率}$ 正味支払保険金： $\text{国値} \times (\text{火災保険} + \text{自動車保険} + \text{自賠責保険}) \text{の保険金県分比率}$ (2) 火災共済協同組合、農業共済組合、同連合会 $\text{正味収入保険料} - \text{正味支払保険金} - \text{責任準備金純増} + \text{資産運用純益}$ (3) 漁業共済組合 $\text{全国産出額} \times \text{損害保険会社産出額の県分比率}$	損害保険料算出機構統計集 Disclosure Report 全国消費実態調査 全国家計構造調査 内閣府資料 等

項 目	推 計 方 法 の 概 要	基 础 資 料
	<p>(4) 定型保証機関 業務費+国の住宅ローン保証分×負債残高の県分比率</p> <p>2. 中間投入額 産出額×中間投入比率</p>	
(11) 不動産業		
① 住宅賃貸業	<p>1. 産出額 支出側で推計した家賃（民泊・プラットフォーマーを除く計数） +自社開発ソフトウェア</p> <p>2. 中間投入額 産出額×中間投入比率</p>	支出系列推計値 内閣府資料
② 不動産仲介業	<p>1. 産出額 全国産出額×年度転換比率×従業者数県分比率×1人当たり現金給与の対 全国比</p> <p>2. 中間投入額 産出額×中間投入比率</p>	経済センサス 第3次産業活動指數 内閣府資料 毎月労働統計調査
③ 不動産賃貸業	<p>1. 産出額 全国産出額×年度転換比率×従業者数県分比率×1人当たり現金給与の対 全国比</p> <p>2. 中間投入額 産出額×中間投入比率</p>	経済センサス 第3次産業活動指數 内閣府資料 毎月労働統計調査
(12) 専門・科学技術、 業務支援サービス業		
① 研究開発サービス業	<p>1. 産出額 全国産出額×年度転換比率×従業者数県分比率×1人当たり現金給与の対 全国比</p> <p>2. 中間投入額 産出額×中間投入比率</p>	経済センサス 第3次産業活動指數 内閣府資料 毎月労働統計調査
② 広告業	<p>1. 産出額 全国産出額×年度転換比率×従業者数県分比率×1人当たり現金給与の対 全国比</p> <p>2. 中間投入額 産出額×中間投入比率</p>	経済センサス 第3次産業活動指數 内閣府資料 毎月労働統計調査
③ 物品賃貸サービス業	<p>1. 産出額 全国産出額×年度転換比率×従業者数県分比率×1人当たり現金給与の対 全国比</p> <p>2. 中間投入額 産出額×中間投入比率</p>	経済センサス 第3次産業活動指數 内閣府資料 毎月労働統計調査
④ その他の対事業所サービス業	<p>1. 産出額 全国産出額×年度転換比率×従業者数県分比率×1人当たり現金給与の対 全国比</p> <p>2. 中間投入額 産出額×中間投入比率</p>	経済センサス 第3次産業活動指數 内閣府資料 毎月労働統計調査

項 目	推 計 方 法 の 概 要	基 础 資 料
⑤ 獣医業	1. 産出額 全国産出額×従業者数県分比率 2. 中間投入額 産出額×中間投入比率	獣医師の届出状況(農林水産省) 内閣府資料
⑥ (政府) 学術研究	後述、「非市場生産者(政府)」を参照	
⑦ (非営利) 自然・人文科学 研究機関	後述、「非市場生産者(政府)」を参照	
(13) 公務	後述、「非市場生産者(政府)」を参照	
(14) 教育 ① 教育	1. 産出額 全国産出額×年度転換比率×従業者数県分比率×1人当たり現金給与の対 全国比 2. 中間投入額 産出額×中間投入比率	経済センサス 第3次産業活動指數 内閣府資料 毎月勤労統計調査
② (政府) 教育	後述、「非市場生産者(政府)」を参照	
③ (非営利) 教育	後述、「非市場生産者(非営利)」を参照	
(15) 保健衛生・社会事業 ① 医療・保健	1. 産出額 (1) 医療業 「県民総医療費」+自社開発ソフトウェア+R&D 県民総医療費=公費負担分+保険者等負担分+後期高齢者医療給付分 +患者負担分+保険適用外の診療分 (2) 保健衛生業 全国産出額×年度転換比率×従業者数県分比率×1人当たり現金給与の対 全国比 (3) 社会福祉業 全国産出額×年度転換比率×従業者数県分比率×1人当たり現金給与の対 全国比 2. 中間投入額 産出額×中間投入比率	基金年報 (社会保険診療報酬支払基金) 経済センサス 後期高齢者医療事業状況報告 (年報:確報)(厚生労働省) 国民医療費の概況(厚生労働省) 国民健康保険事業年報(厚生労働省) 国家公務員災害補償統計(人事院) 第3次産業活動指數 国家公務員給与等実態調査(人事院) 常勤地方公務員災害補償統計 (地方公務員災害補償基金) 内閣府資料
② 介護	1. 産出額 「県民総介護サービス費」+自社開発ソフトウェア 県民総介護サービス費=介護給付・予防給付費用額(福祉用具購入費と住宅 改修費を除く)+市町村特別給付費用額 2. 中間投入額 産出額×中間投入比率	介護保険事業状況報告 内閣府資料
③ (政府) 保健衛生・社会福祉	後述、「非市場生産者(政府)」を参照	
④ (非営利) 社会福祉	後述、「非市場生産者(非営利)」を参照	

項 目	推 計 方 法 の 概 要	基 础 資 料
(16) その他のサービス		
① 自動車整備・機械修理業	1. 産出額 (1) 自動車整備業 全国産出額×年度転換比率×前年度末自動車保有車両台数の県分比率 (2) 機械修理業 全国産出額×年度転換比率×従業者数県分比率×1人当たり現金給与の対 全国比 2. 中間投入額 産出額×中間投入比率	経済センサス 都道府県別車種別保有台数表 (自動車検査登録情報協会) 第3次産業活動指數 内閣府資料 毎月労働統計調査
② 会員制企業団体	1. 産出額 全国産出額×年度転換比率×従業者数県分比率×1人当たり現金給与の対 全国比 2. 中間投入額 産出額×中間投入比率	経済センサス 第3次産業活動指數 内閣府資料 每月労働統計調査
③ 娯楽業	1. 産出額 全国産出額×年度転換比率×従業者数県分比率×1人当たり現金給与の対 全国比 2. 中間投入額 産出額×中間投入比率	経済センサス 第3次産業活動指數 内閣府資料 每月労働統計調査
④ 洗濯・理容・美容・浴場業	1. 産出額 全国産出額×年度転換比率×従業者数県分比率×1人当たり現金給与の対 全国比 2. 中間投入額 産出額×中間投入比率	経済センサス 第3次産業活動指數 内閣府資料 每月労働統計調査
⑤ その他の対個人サービス業	1. 産出額 全国産出額×年度転換比率×従業者数県分比率×1人当たり現金給与の対 全国比 2. 中間投入額 産出額×中間投入比率	経済センサス 第3次産業活動指數 内閣府資料 每月労働統計調査
⑥ (政府) 社会教育	後述、「非市場生産者(政府)」を参照	
⑦ (非営利) 社会教育	後述、「非市場生産者(非営利)」を参照	
⑧ (非営利) その他	後述、「非市場生産者(非営利)」を参照	
非市場生産者(政府)	非市場生産者は営利目的の活動ではないため、コストの積み上げにより推計する 1. 産出額 雇用者報酬+中間投入額+固定資本減耗+生産・輸入品に課される税 2. 中間投入額 各決算書等から集計+FISM消費額	各種決算書 照会資料 ※作業分類別×制度単位別に 推計を行っている
非市場生産者(非営利)	非市場生産者は営利目的の活動ではないため、コストの積み上げにより推計する 1. 産出額 全国産出額×従業者数県分比率×1人当たり現金給与の対 全国比 2. 中間投入額 産出額×中間投入比率	経済センサス 内閣府資料 每月労働統計調査

(2) 県民所得及び県民可処分所得の分配

項目	推計方法の概要	基礎資料
	<p>「1. 統合勘定 5 制度部門別所得支出勘定」を組み替えることによって推計する。</p> <p>1 雇用者報酬</p> <p>(1) 賃金・俸給</p> <p>(2) 雇主の社会負担</p> <p> a 雇主の現実社会負担</p> <p> b 雇主の帰属社会負担</p> <p>2 財産所得</p> <p> a 受取</p> <p> b 支払</p> <p>(1) 一般政府（地方政府等）</p> <p> a 受取</p> <p> b 支払</p> <p>(2) 家計</p> <p> a 受取</p> <p> b 支払</p> <p>(3) 対家計民間非営利団体</p> <p> a 受取</p> <p> b 支払</p> <p>3 企業所得</p> <p>(1) 民間法人企業</p> <p> ア 非金融法人企業</p> <p> 営業余剰+財産所得の受取(受取利子、法人企業の分配所得の受取、保険契約者に帰属する投資所得の受取、受取賃貸料) - 財産所得の支払(支払利子、法人企業の分配所得の支払、支払賃貸料)</p> <p> イ 金融機関</p> <p> 営業余剰+財産所得の受取(受取利子、法人企業の分配所得の受取、保険契約者に帰属する投資所得の受取、投資信託投資者に帰属する投資所得の受取) - 財産所得の支払(支払利子、法人企業の分配所得の支払、保険契約者に帰属する投資所得の支払、年金受給権に係る投資所得の支払、投資信託投資者に帰属する投資所得の支払、支払賃貸料)</p> <p>(2) 公的企業</p> <p> ア 非金融法人企業</p> <p> 営業余剰+財産所得の受取(受取利子、法人企業の分配所得の受取、保険契約者に帰属する投資所得の受取、受取賃貸料) - 財産所得の支払(支払利子、法人企業の分配所得の支払、支払賃貸料)</p> <p> イ 金融機関</p> <p> 営業余剰+財産所得の受取(受取利子、法人企業の分配所得の受取、保険契約者に帰属する投資所得の受取、投資信託投資者に帰属する投資所得の受取) - 財産所得の支払(支払利子、法人企業の分配所得の支払、保険契約者に帰属する投資所得の支払、年金受給権に係る投資所得の支払、投資信託投資者に帰属する投資所得の支払、支払賃貸料)</p>	制度部門別所得支出勘定の基礎資料欄参照

項 目	推 計 方 法 の 概 要	基 础 資 料
(3) 個人企業		
ア 農林水産業	個人企業のうち農林水産業の混合所得－財産所得の支払(支払利子、支払賃貸料)	
イ その他の産業	個人企業のうちその他の産業の混合所得－財産所得の支払(支払利子、支払賃貸料)	
ウ 持ち家	個人企業のうち持ち家の営業余利－財産所得の支払(支払利子、支払賃貸料)	
4 県民所得(要素費用表示)	1 雇用者報酬 + 2 財産所得 + 3 企業所得	
5 生産・輸入品に課される税 (控除)補助金(地方政府)	生産系列で推計した、生産・輸入品に課される税(控除)補助金のうち地方政府受取分を計上する。	
6 県民所得(第一次所得バランス)	4 県民所得(要素費用表示) + 5 生産・輸入品に課される税(控除)補助金(地方政府)	
7 経常移転の受取(純)	受取から支払を控除する。	
(1) 非金融法人企業及び金融機関		
ア 非金融法人企業	①受取　雇主の帰属社会負担+その他の経常移転 ②支払　所得・富等に課される経常税+その他の社会保険非年金給付+その他の経常移転	
イ 金融機関	①受取　純社会負担+その他の経常移転 ②支払　所得・富等に課される経常税+現物社会移転以外の社会給付+その他の経常移転	
(2) 一般政府(地方政府等)	①受取　所得・富等に課される経常税+純社会負担+その他の経常移転 ②支払　現物社会移転以外の社会給付+その他の経常移転	
(3) 家計(個人企業を含む)	①受取　現物社会移転以外の社会給付+その他経常移転 ②支払　所得・富等に課される経常税+純社会負担+その他の経常移転	
(4) 対家計民間非営利団体	①受取　雇主の帰属社会負担+その他の経常移転 ②支払　現物社会移転以外の社会給付+その他の経常移転	
8 県民可処分所得	6 県民所得(第一次所得バランス) + 7 経常移転の受取(純) (民間・公的)企業所得+経常移転の受取(純) 財産所得+生産・輸入品に課される税(控除)補助金+経常移転の受取(純) 雇用者報酬+財産所得+個人企業所得+経常移転の受取(純) 財産所得+経常移転の受取(純)	

(3) 県内総生産(支出側)

項目	推計方法の概要	基礎資料
1 民間最終消費支出 (1) 家計最終消費支出 a. 食料・非アルコール b. アルコール飲料・たばこ c. 被服・履物 d. 住居・電気・ガス・水道 e. 家具・家庭用機器・家事サー ビス f. 保健・医療 g. 交通 h. 情報・通信 i. 娯楽・スポーツ・文化 j. 教育サービス k. 外食・宿泊サービス l. 保険・金融サービス m. 個別ケア・社会保護・その他	国の推計値×13目的分類別家計最終消費対全国比 ※13目的分類別家計最終消費対全国比は、全国消費実態調査(全国家計構造調査)ベース推計値に直接推計項目の加算(入替)処理を行い算出する。 ・全国消費実態調査(全国家計構造調査)ベース推計値 2人以上の世帯及び単身世帯別に全国消費実態調査(全国家計構造調査)ベースの13目的分類別消費額に、国勢調査ベースの世帯数を乗じ、自県分と全国分でそれぞれ推計する。なお、調査年間の各年については補間補外推計する。 ・直接推計項目 家計最終消費支出の概念範囲に含まれるものうち、全国消費実態調査(全国家計構造調査)で補足していない項目については加算処理、的確に捉えられていない項目は控除後加算(入替)処理を行う。該当項目は以下のとおり。 (加算処理項目) 生命保険サービス、年金基金サービス、証券手数料、FISIM消費額 (控除後加算(入替)処理項目) 家賃(持家の帰属家賃等を含む)、非生命保険サービス、自動車購入額、医療費(自己負担分)、介護費(自己負担分)	国民経済計算年次推計 全国消費実態調査(H26) 全国家計構造調査(元～) 国勢調査 住民基本台帳人口 住宅・土地統計調査 建築着工統計調査 消費者物価指数 自動車登録統計情報 ((一財)自動車販売協会連合会) 内閣府資料 生産・分配系列推計値 等
(2) 対家計民間非営利団体最終消費 支出	生産系列推計・産出額-財貨・サービスの販売-R&D	生産系列推計値 国民経済計算年次推計 等
2 地方政府等最終消費支出	生産系列推計・産出額-財貨・サービスの販売-R&D +現物社会移転(市場産出の購入)	財政状況調査表 市町村財政概況 生産・分配系列推計値 国民経済計算年次推計 等
3 県内総資本形成 (1) 県内総固定資本形成 a. 民間 (a) 住宅 (b) 企業設備	民間住宅=住宅投資総額(①+②)-公的住宅 住宅投資総額①=[民間住宅(改装・改修以外)+公的住宅]×対全国比 住宅投資総額②= 民間住宅(改装・改修)×対全国比 国民経済計算の固定資本マトリックス資産分類別に推計する。(①～⑤) ①「その他の建物・構築物」、「機械・設備」の製造業分 全国値×対全国比(有形固定資産取得額+建設仮勘定) ②「その他の建物・構築物」、「機械・設備」の製造業以外分 県総生産額×国総生産額における②の比率 ③「育成生物資源」 全国値×対全国比(「果実(果樹)+乳牛+その他の畜産」の産出額) ④知的財産生産物の「研究・開発」、「コンピューターソフトウェア」 県総生産額×国総生産額における④の比率 ⑤知的財産生産物の「娯楽作品原本」 全国値×対全国比(放送業等売上額-NHK受信料収入等)	国民経済計算年次推計 建築総合統計 建設工事施工統計調査 国民経済計算年次推計 工業統計調査 経済構造実態調査 生産系列推計値 生産農業所得統計 生産系列推計値 経済センサス 等

項 目	推 計 方 法 の 概 要	基 础 資 料
b. 公的	下記の推計に加え産出額×国の自社開発ソフトウェア及びR&Dを比率によりソフトウェア及びR&Dを加算する。	
(a) 住宅	公的住宅は、一般普通会計、非企業会計、企業会計別に住宅建築関係費(用地補償費は除く)を積み上げ。	県・関係課資料 県・公営企業会計決算書 国民経済計算年次推計 財政状況調査表 市町村財政概況 照会資料 生産系列推計値 地方公営企業年鑑 (総務省) 等
(b) 企業設備	有形固定資産新規取得額－用地費及び補償費	
(c) 一般政府		
ア 国機関	備品購入費(10万円以上) + 自動車交換差金 + 施設費 - 不動産購入費等	
イ 県・市町村	一般) 普通建設事業費－用地取得費 企業) 建設改良費－用地取得費	
(2) 在庫変動	民間及び公的別に下記のとおり推計。 (1) 全国の名目庫残高比率 = 全国の名目庫残高 / 全国の名目産出額 (2) 県の名目庫残高 = 県の名目産出額 × 全国の名目庫残高比率 (3) 実質在庫残高 = 県の名目庫残高 / 在庫残高デフレーター(年度末) (4) 実質在庫変動 = 期末実質在庫残高 - 期首実質在庫残高 (5) 名目庫変動 = 実質在庫変動 × 在庫変動デフレーター(年度平均)	国民経済計算年次推計 生産系列推計値 内閣府資料
(控除) 総資本形成に係る消費税	県の総資本形成額 × 投資税額控除比率	内閣府資料
4 財貨・サービスの移出入(純)・統計上の不適合	(1) + (2)	
(1) 財貨・サービスの移出入(純) (FISIMを除く)	ア (①+②) - イ + ウ ① 産業連関表に基づく移出額 経済活動別産出額 × 県産業連関表の経済活動別移出率※ ※移出率 = 移出額 / 生産額 ② 準地域への移出額(中央政府等) 生産系列推計・産出額 - 財貨・サービスの販売 - R&D + 現物社会移転(市場産出の購入)	県・産業連関表 生産系列推計値 (地方政府等と同じ資料)
ア 移出額	部門別需要合計 (※1) × 県産業連関表の部門別移入率 (※2) (※1) 経済活動別中間投入額、民間最終消費支出額、一般政府の最終消費支出額、総資本形成額をそれぞれ県産業連関表の列構成比で分割 (※2) 移入率 = 移入額 / (中間需要額 + 移出額を除く最終需要額)	
イ 移入額		
ウ FISIMの移出入(純)	FISIM県内産出額 - FISIM県内消費額	生産・分配系列推計値
(2) 統計上の不適合	県内総生産(生産側) - (民間最終消費支出 + 地方政府等最終消費支出 + 総資本形成 + 財貨・サービスの移出入(純))	
5 域外からの要素所得(純)	県民所得 - 県内純生産	分配・生産系列推計値
6 県民総所得(市場価格表示)	県内総生産(支出側) + 域外からの要素所得(純)	分配系列推計値